

RA'-0624

0098

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

は、人日入日未日中のタレス米國公宣は、  
國は、奄美詳白に付(ニ持つて)諸权利を放  
棄し、西取松が日本政府との間に結(シ)て、  
日本が、これら諸島に付与了权限と回復レラモキ  
ムシテ、すニと希望す。旨声明し、奄美詳  
白山函(ハ)の意向を明らかにした。  
政社ノ日下東京ニ在、在京米國大使館ヒ

奄美群島返還に關する國会答弁資料

1. 問 奄美群島返還に関する日米文書の経緯

如何

答 政府としては、半側の奄美群島は財團の島として、半側の島々は沖縄に比リナガの古沖縄より早方より特に大變多く島民が行方不明となり、今西(西表島)方面(西表島)大和(大和島)などは島民の大部分が島の下に、從未

不(例)トはい特例の配慮を要清じた。二九二

RA'-0624

0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

之問、奄美群島の返還と平和条約第三条の關係如何

返還江ノ島 平和祭典 予三茶 政事力 必要な由 い方

政府は、米國が平和条約不平等に基いて奄美群島に對し有する権利は、米國の一方的意恩により、平和条約方式の条文の改正は不要であると考えてあります。従て放棄しつるものであり、従つて奄美群島の返還には、本件より日本の方に平和条約方式の改訂を奄美群島につき極度に不満の如約、拂東署兩國間の合意を必要とする旨の公文を出し、是第例ひ二種を發送する公文と去方の公文を改めの形式によらず本件、平和条約方式の条文を改めのものと改正せしも、是より前より、是の協定の形式に付す必要皆無いと想ふ所リ耳。

卷之三

向上面還回去了具體的措西加了沿今

又問、奄至方辭歸の西國に近い。かく日本同様  
約協定を下す。参考には有り。平和条約  
第三条 改良は行ゆれ。云々。

答 政府は、米國が平和条約を三事に亘り

外務省

RA'-0624

0 100

4. 布農(アーノ)羣島の占領時期如何。  
答 政府は及早に(1月7日)上陸する。  
問 朝鮮半島の北洋艦隊を結ぶ  
事の如き、日本政府は東西占領地を結ぶ  
事に反対する。理由何等。  
答 本國大使館との協合及び國內三省入港道  
外務省

（一）向の意題表市上より可能事  
（二）北洋の通商に付大半と  
（三）日米の条約、協定等兩國間々  
（四）合意の形態に付し  
（五）要は「も」と考へ  
（六）和平主義第三主義の政正と  
（七）新文主の毛毛  
（八）要は「も」と考へ  
（九）北洋の通商に付  
（十）北洋の通商に付  
（十一）北洋の通商に付  
（十二）北洋の通商に付  
（十三）北洋の通商に付  
（十四）要は「も」と考へ  
（十五）北洋の通商に付  
（十六）北洋の通商に付  
（十七）北洋の通商に付  
（十八）北洋の通商に付  
（十九）北洋の通商に付  
（二十）北洋の通商に付  
（二十一）北洋の通商に付  
（二十二）北洋の通商に付  
（二十三）北洋の通商に付  
（二十四）北洋の通商に付  
（二十五）北洋の通商に付  
（二十六）北洋の通商に付  
（二十七）北洋の通商に付  
（二十八）北洋の通商に付  
（二十九）北洋の通商に付  
（三十）北洋の通商に付  
（三十一）北洋の通商に付  
（三十二）北洋の通商に付  
（三十三）北洋の通商に付  
（三十四）北洋の通商に付  
（三十五）北洋の通商に付  
（三十六）北洋の通商に付  
（三十七）北洋の通商に付  
（三十八）北洋の通商に付  
（三十九）北洋の通商に付  
（四十）北洋の通商に付  
（四十一）北洋の通商に付  
（四十二）北洋の通商に付  
（四十三）北洋の通商に付  
（四十四）北洋の通商に付  
（四十五）北洋の通商に付  
（四十六）北洋の通商に付  
（四十七）北洋の通商に付  
（四十八）北洋の通商に付  
（四十九）北洋の通商に付  
（五十）北洋の通商に付  
（五十一）北洋の通商に付  
（五十二）北洋の通商に付  
（五十三）北洋の通商に付  
（五十四）北洋の通商に付  
（五十五）北洋の通商に付  
（五十六）北洋の通商に付  
（五十七）北洋の通商に付  
（五十八）北洋の通商に付  
（五十九）北洋の通商に付  
（六十）北洋の通商に付  
（六十一）北洋の通商に付  
（六十二）北洋の通商に付  
（六十三）北洋の通商に付  
（六十四）北洋の通商に付  
（六十五）北洋の通商に付  
（六十六）北洋の通商に付  
（六十七）北洋の通商に付  
（六十八）北洋の通商に付  
（六十九）北洋の通商に付  
（七十）北洋の通商に付  
（七十一）北洋の通商に付  
（七十二）北洋の通商に付  
（七十三）北洋の通商に付  
（七十四）北洋の通商に付  
（七十五）北洋の通商に付  
（七十六）北洋の通商に付  
（七十七）北洋の通商に付  
（七十八）北洋の通商に付  
（七十九）北洋の通商に付  
（八十）北洋の通商に付  
（八十一）北洋の通商に付  
（八十二）北洋の通商に付  
（八十三）北洋の通商に付  
（八十四）北洋の通商に付  
（八十五）北洋の通商に付  
（八十六）北洋の通商に付  
（八十七）北洋の通商に付  
（八十八）北洋の通商に付  
（八十九）北洋の通商に付  
（九十）北洋の通商に付  
（九十一）北洋の通商に付  
（九十二）北洋の通商に付  
（九十三）北洋の通商に付  
（九十四）北洋の通商に付  
（九十五）北洋の通商に付  
（九十六）北洋の通商に付  
（九十七）北洋の通商に付  
（九十八）北洋の通商に付  
（九十九）北洋の通商に付  
（一百）北洋の通商に付

RA'-0624

0 10 1

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

さうなまつたあら。

5-11, 口米西國政府的 necessary arrangements

とは具体的には何を指すか

答一塊地通化的處理、債權債務的處理、國有

六、同 政府は沖繩又ハ小笠原諸島ノハマニシ正  
外務省

卷之三

四  
忍方言文書  
十三  
極りは事叶

（此處有三行被遮擋）  
（此處有三行被遮擋）  
（此處有三行被遮擋）

卷之三

卷之三

RA'-0624

0.02

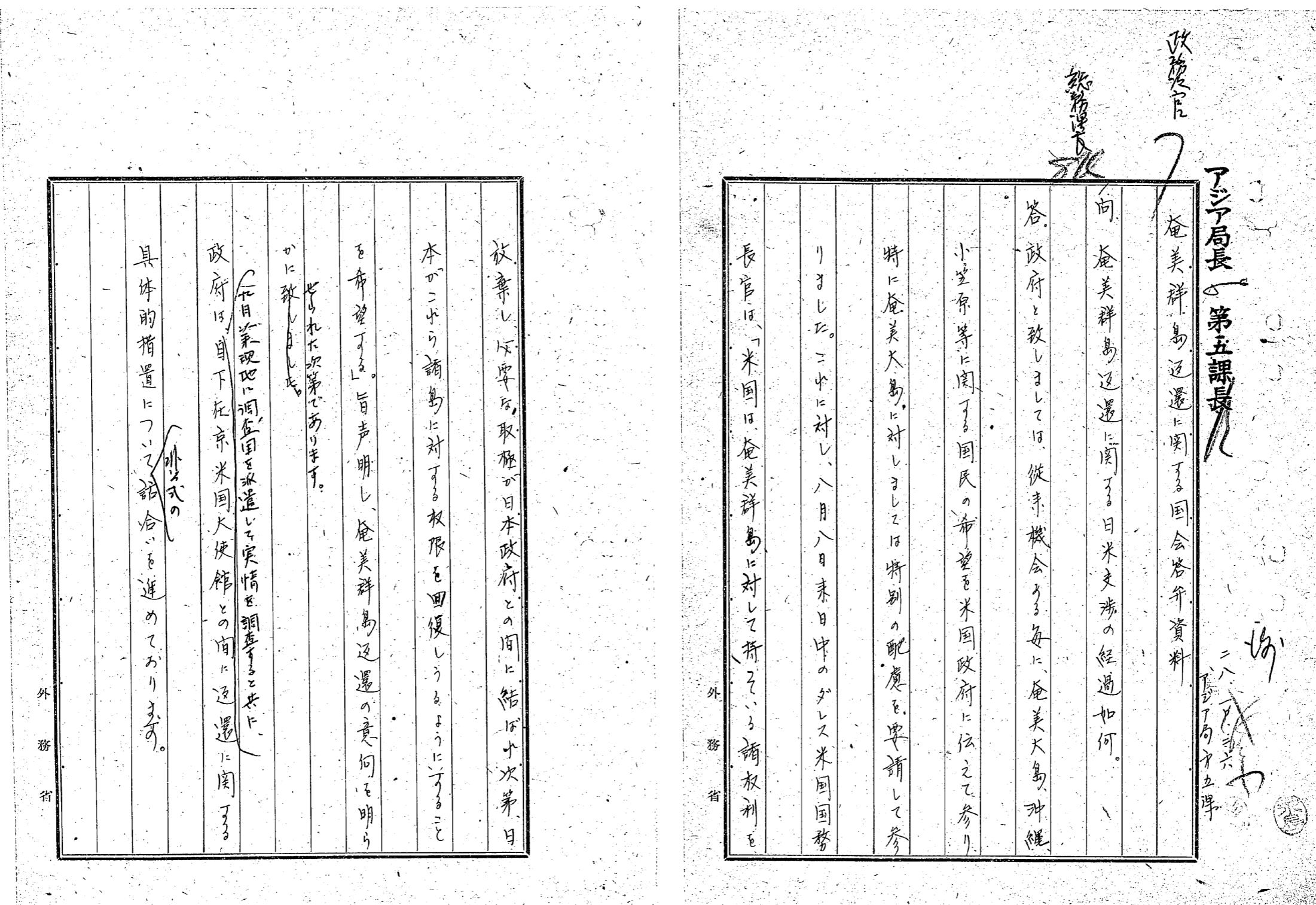
外交史料館

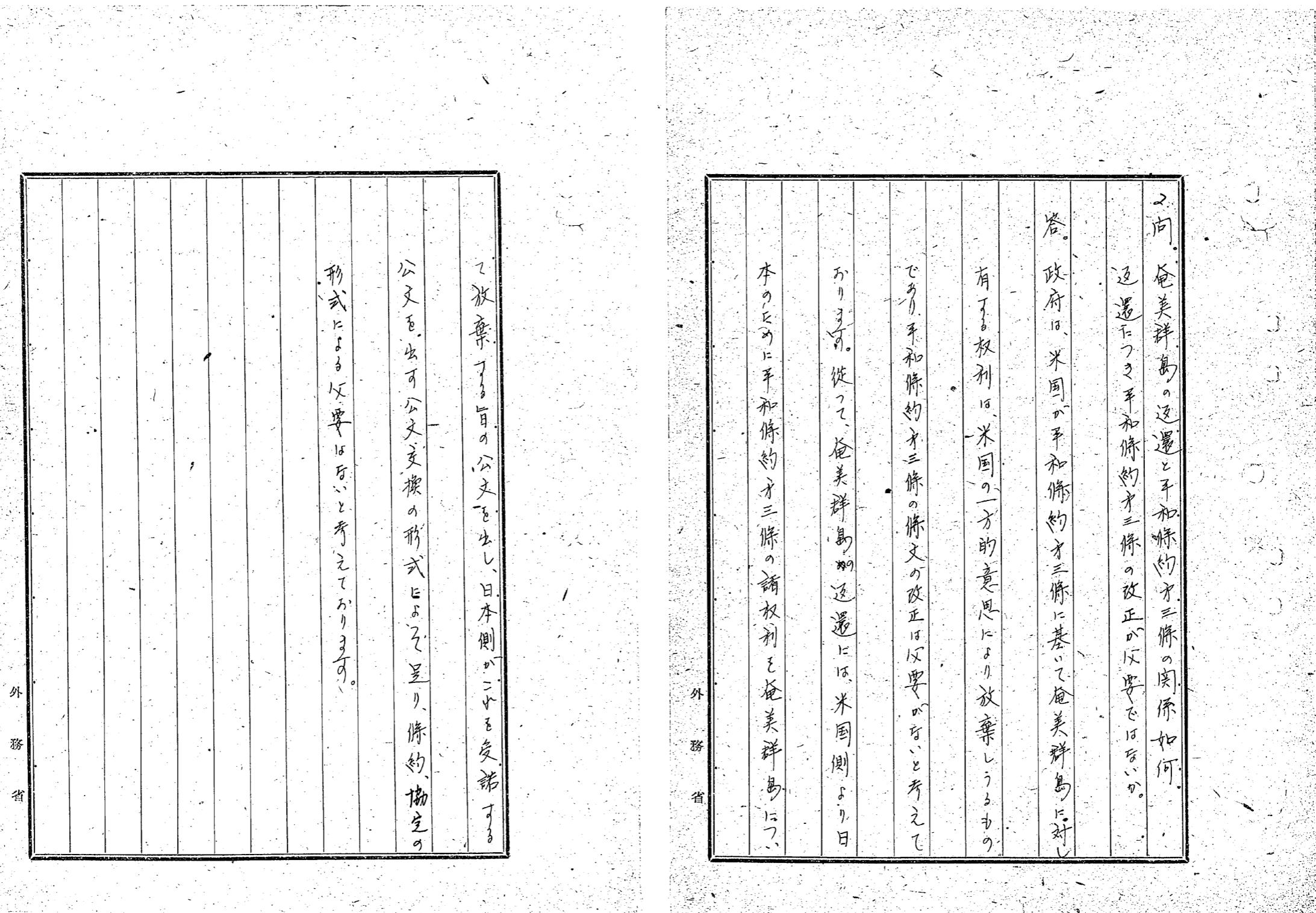
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

日本文書館アーカイブ歴史資料室

Center for Asian Historical Research  
National Archives of Japan





RA'-0624

0105

3. 問。返還される地域の範囲如何。

答。モニ鹿児島県の区域で、北緯二十九度以南の諸島

はすべて日本側に返還されます。

4. 問。奄美群島返還実現の時期如何。

答。政府が致しましては、返還が一日も早く実現することを

期待し、所要の国内受け措置を整備致しますと共に

ダレス声明に述べられて白米向の必要な取扱い準備に着手する

外務省

在京米大使館との詰合を急ぎつゝあります。

返還の時期は、右米側との詰合の結果による説であり

ますが、年内には実現するよう促進する考えであります。

5. 問。日米兩國政府間の *Financial arrangement* とは具体的に何を指すか。

答。現地通貨の処理、債権債務の処理、国有公有財

産の返還、米側が繼續使用を希望する施設等に関する

取扱であります。

外務省

あります。

同様措置が一日も早くとられることを希望しております  
又米側におよそ領土的意圖は全くないと考へられて  
國際情勢殊にアジアの情勢が安定すれば、右

わが方の希望が全面的に実現されるものと期待して  
おります。

問。政府は沖縄及び小笠原諸島についてか返還方を  
お預りはいか。  
答。政府と致しましては、今後とも沖縄及び小笠原の返還の  
実現するよう努力する所存であります。  
問。最近沖縄方面を視察いたる米上院議員等の談話によると、  
米国は將來沖縄、小笠原を返還する意向はないようだが、  
政府の見解はどうか。  
答。政府としては、沖縄及び小笠原に関するても、  
外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

日本文書館アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Resources

Center for Asian Historical Research  
National Archives of Japan

大藏省よりの質問  
二二二、三七

人曰内見はこの事に付か。

2. 米軍建物、施設、機械等撤去又ては國より

卷之十一

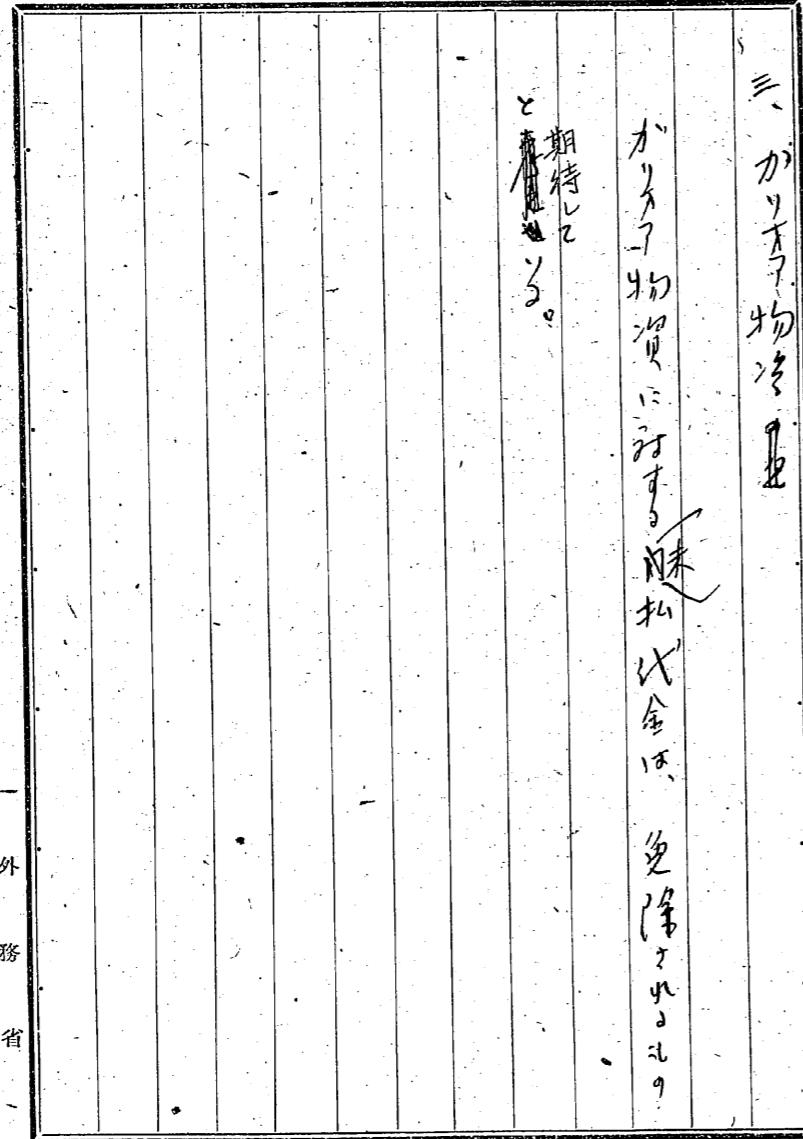
外務省

0 107

B 円と日本円との交換は日本側にお乞い行ひ、交換比率  
は一対三となるもと定められた。日本側より先回収金  
B 円は、半側に付す債権とのことで恩賜の如く半側  
回収直すに  
B 円はおもしれりを支払ふるがどうかはまことに  
理在と云ふ

外務省

RA'-0624



六、建物、施設、機械等  
琉球政府所有の有る不動産等は無事  
日本側に渡り海上にそと廻えてあり、米側の  
所有の屬し琉球政府の獨占上に海上にあら機械  
設置等は既退後古くは撤去され、今ではござ  
り居てゐる。

外務省

RA'-0624

8108

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

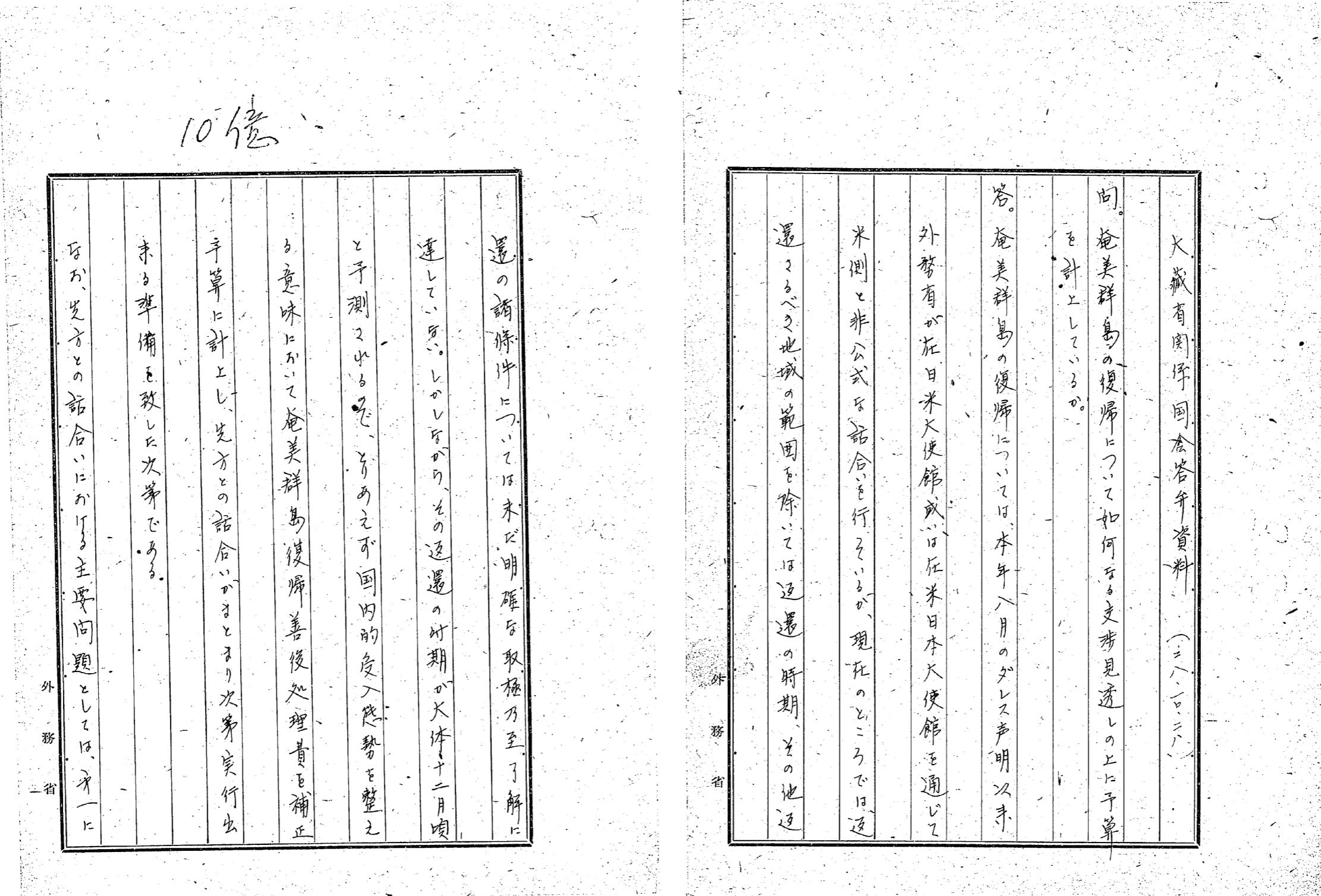
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0624

0109



カのと考へてかり、又米側の所有に屬する施設及び米側  
 の支払を受けらるゝかまう開港機関と連絡の上努力して  
 3。  
 群島の持分として日本政府に無償で引継ぐことがで  
 きる  
 施設等に建物、施設、機械等の譲渡の問題であるが、双方  
 としては琉球政府所有とする不動産等は鹿美  
 の所有に属し、琉球政府、市町村等に貸與してある物件  
 につきは、米軍が撤去するかの有價譲渡又はその無  
 賃譲渡又はその米軍において将来行政协定に基く施  
 設又は区域として継続使用を希望するかの分別して、  
 賦の区分、種目、所耗又は数量を提示してもうつた上、無  
 債讓渡の範圍を定めべく云々し、米軍の撤去するかのに

日本側が回収した日等軍需の処理があるが、二点にては、  
 十島村の例からみて米英又は日本間にモニ B 円相当額  
 の支払を受けらるゝかまう開港機関と連絡の上努力して  
 3。  
 群島の持分として日本政府に無償で引継ぐことがで  
 きる  
 施設等に建物、施設、機械等の譲渡の問題であるが、双方  
 としては琉球政府所有とする不動産等は鹿美  
 の支払を受けらるゝかまう開港機関と連絡の上努力して  
 3。

つゞきも専念の間乞の撤去を待てからうよう了解也

人努力して、  
の本日は  
本日は金の  
事で、  
と、受取  
る。

第三回、ガリオア後助物資中止の問題に付、村田後  
者より寄り手を送る。

財物資糧の向ふに御用兵等又は御用船等又は御用車輌等の運送に付する事無く、

事方上は、傳教の事に、かく詔令を連

外務省

南方連絡事務局案 二八、二九

美祥島の返還に關しては、矢張り声明以東政府内部にておど

「事務の引継について 調査研究を進めたとともに、米同大

則で予定して、一月一日は双方に引き取権を決定する上  
仰とも非公式に協議を進めていたのであるが、現状のところ現

京 模 杆 で あり、十二月一日に つゝき木 木 碑 堂 て まし段階 に ま

政府としては、日米双方の取極が十二月一日として決定可

外務省

RA'-0624

0111

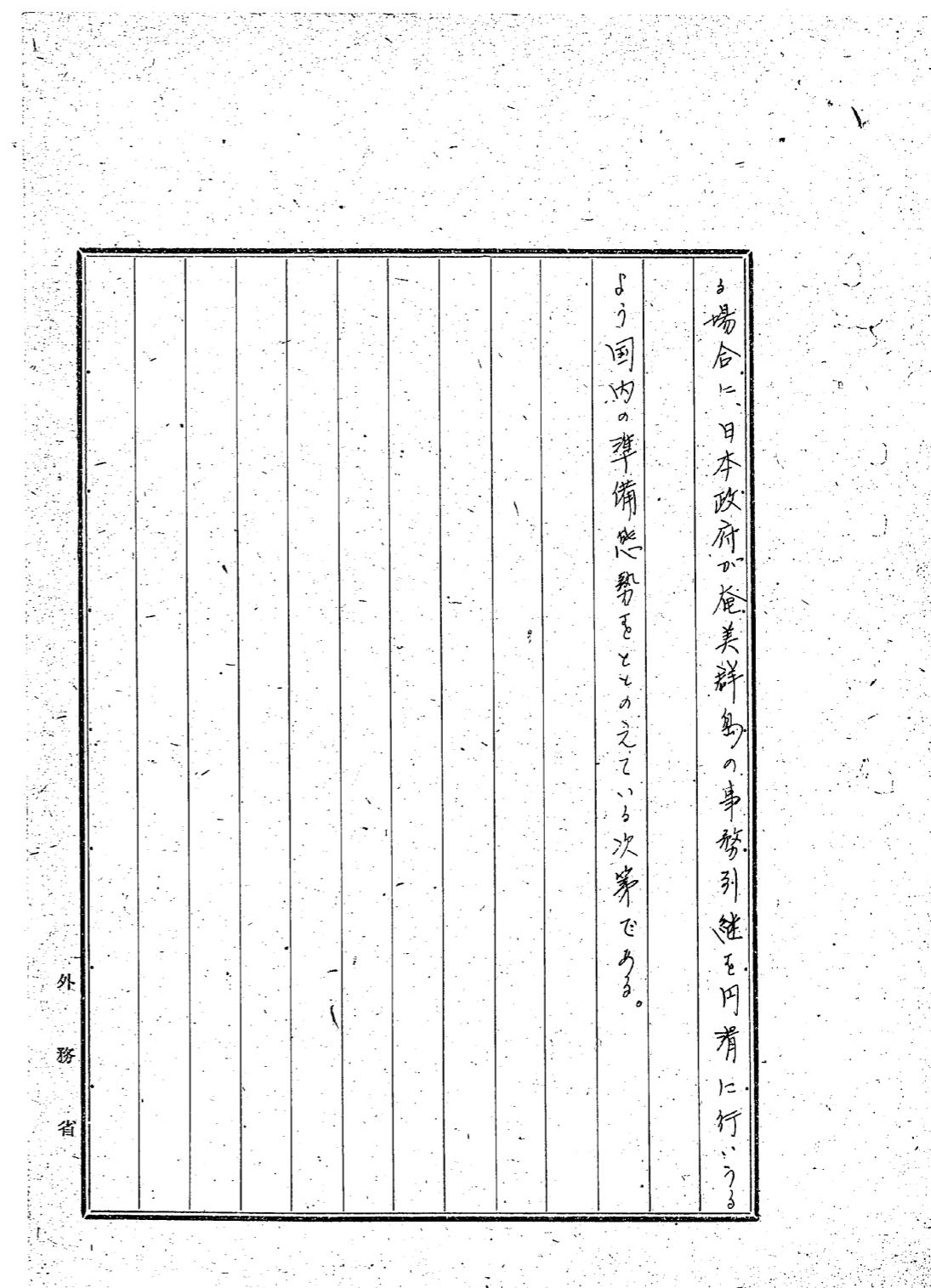
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Research

National Archives of Japan



## 1問

奄美群島返還に関する日米交渉の経過如何。

二八、二〇、二九

## 答

政府といたしましては、従来機会ある毎に、奄美大島、沖繩、小笠原等に関する国民の希望を米国政府に伝えて参り、特に奄美大島に対しましては特別の配慮を要請して参りました。これに對し、八月八日來日中のダレス米国國務長官は、

「米国は、奄美群島に対して持つてゐる諸権利を放棄し、必要な取扱が日本政府との間に結ばれ次第、日本がこれら諸島に対する権限を回復しうるようにすることを希望する。」旨声明し、奄美群島返還の意向を明らかにせられた次第であります。

政府は、九月以来現地に調査団を派遣して実情を調査するとともに、目下在京米国大使館との間に返還に関する具体的措置について非公式の話し合いを進めております。

奄美群島の返還と平和条約第三条の関係如何。

返還につき平和条約第三条の改正が必要ではないか。

答 政府は、米国が平和条約第三条に基いて奄美群島に対し有する権利は、米国の方的意思により放棄し得るものであり、平和条約第三条の条文の改正は必要がないと考えております。従つて、奄美群島の返還には、米国側より日本のために平和条約第三条の諸権利を奄美群島について放棄する旨の公文を出し、日本側がこれを受諾する公文を出す公文交換の形式によつて足り、条約、協定の形式による必要はないと考えております。

8 問 返還される地域の範囲如何。

答 もと鹿児島県の区域で、北緯二十九度以南の諸島はすべて日本側に返還されます。

4 問 奄美群島返還実現の時期如何

答 政府といたしましては、返還が一日も早く実現することを期待し、所要の国内受入措置を整備いたしましてとともにダレス声明に述べられた日米間の必要な取極締結に関する在京

0113

5 問 日米両国政府間の necessary arrangements とは具体的には何を指すか。

米大使館との詰合を急ぎつつあります。

答 現地通貨の処理、債権債務の処理、国有公有財産の返還、返還の時期は、右米側との詰合の結果による訳であります。

が、年内には実現するよう促進する考え方であります。

6 問 政府は沖縄及び小笠原諸島についても返還方を要請する積みはないか。

答 政府といたしましては、今後とも沖縄及び小笠原の返還が実現するより努力する所存であります。

7 問 最近沖縄方面を観察した米上院議員等の談話によるも、米国は近き将来に沖縄、小笠原を返還する意向はないようだが、

RA'-0624

政府の見透はどうか。

答 政府としては、沖繩及び小笠原に関しましても、奄美群島と同様措置が一日も早くとられることを希望しております。又米側においても領土的意図は全くないと考えられるので、国際情勢殊にアジアの情勢が安定すれば、右わが方の希望が全面的に容れられるものと期待しております。

内 奄美大島の返還が遅延したか、この事下

事実上島民に如何なる影響を及ぼすか。

二八、一〇、三〇

答 政府としては出来うる限り早く返還してお

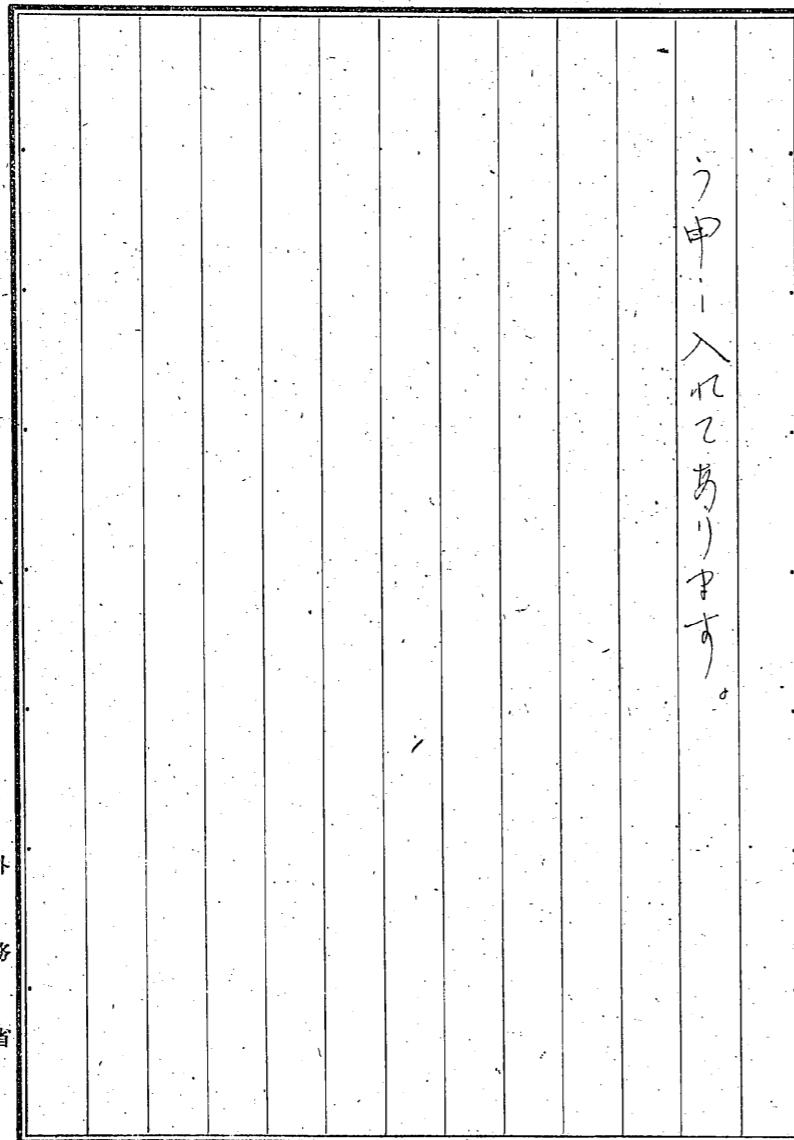
うよう、所要の国内措置を講ずるつもり

に、目下米国政府も非公式に合意を進め

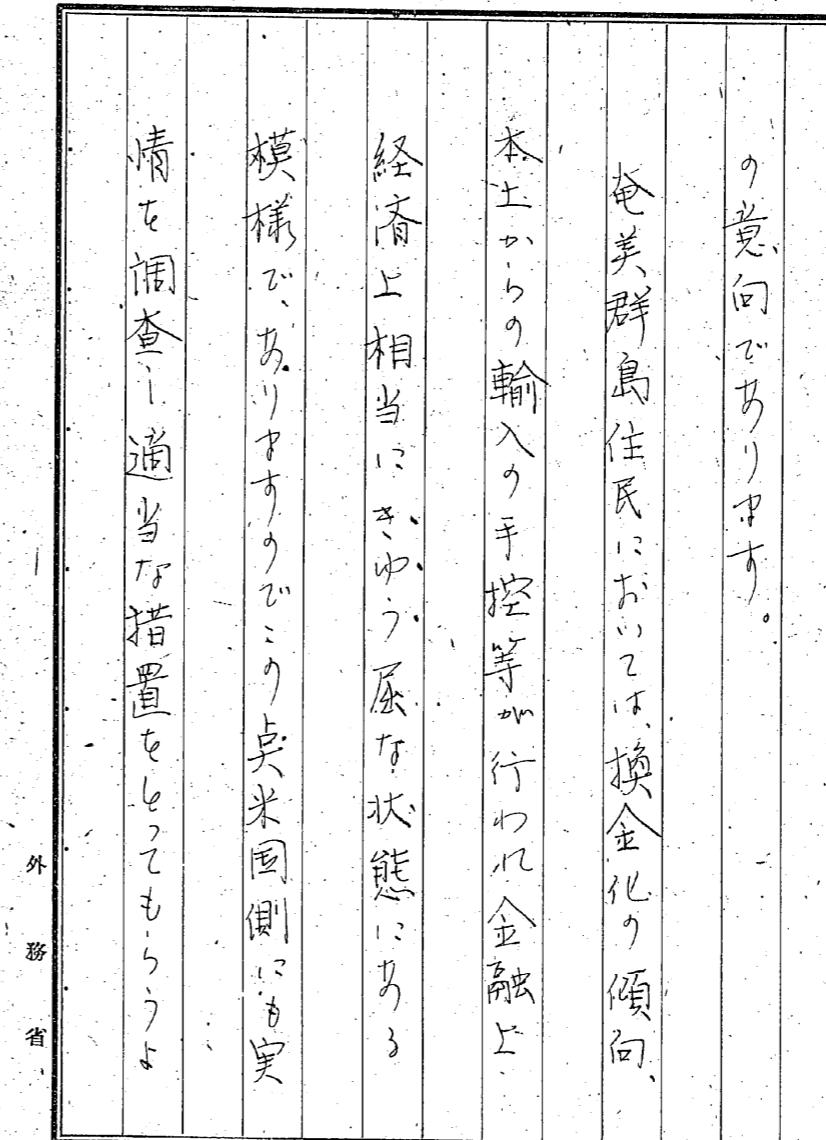
ておりますが、米国側においても必要な準

備をひきうだけ早く完了して返還してい

外務省



申入れてあります。



の意向であります。

奄美群島住民における換金化の傾向、

本土からの輸入や手控等が行われる金融上、

経済上相当にさしかかる状態にある

模様でありますので、米国側は実

情を調査し適当な措置をしてもらつた

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

日本文書館アーカイブ歴史資料室  
Japan Center for Asian Historical Resources

National Archives of Japan

北緯二十九度以南の鹿児島県大島郡の地域  
(奄美群島) 返還の経緯

昭和三十一年一月三十九日付連合軍最高司令官統合司令部賞書  
S C A P - I N 六七八号(別添)参照に依り十島村の一部(通称  
上三島)を除く日產兒島県大島郡の地域に対する日本政  
府の行政权行使が禁止され日沖縄県の地域とともに米國の  
單独占領下に置かれた。

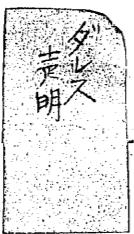
昭和二十六年十二月廿日付同司令部覚書、SCAPIN六七八一号  
(別添二参照)により、右地域のうち北緯三十九度以北の地域(横当島、  
上根岐を除く旧鹿児島県十島村の区域)に対する日本政府  
の行政权行使の禁止が解除された。

三年和解約第3條に依り、同條約第3條後段の規定(別添三参照)に基  
き北緯二十九度以南の田鹿尾鳥大島郡の地域は、沖縄、小笠原等  
とともに引継ぎ米國の行、政、並行政上の权力の行使下に置か  
れることと定めた。

四、本年一月一日ダレマ米國國務長官は東京に於いて声明を行ひ(別添四)參照)ハシマニ日本に送還本との米國政府の意向を表明した。

RA'-0624

0115



Full text of a statement made by John Foster Dulles,  
Secretary of State of the United States on  
August 8, 1953.

I am pleased to be able to make in Tokyo the following announcement which I have just communicated to His Excellency the Prime Minister on behalf of the United States Government.

The Government of the United States desires to relinquish its rights under Article 3 of the Peace Treaty over the Amami Oshima Group in favor of the resumption by Japan of authority over these islands as soon as necessary arrangements can be concluded with the Government of Japan.

With respect to the other islands included under Article 3 of the Japanese Peace Treaty, it will be necessary during the present international tensions in the Far East for the United States to maintain the degree of control and authority now exercised. The United States will thus be able to carry out more effectively its responsibilities under the Security Treaty between the United States and Japan to contribute to the maintenance of peace and security in the area. Meanwhile the United States will make increased efforts to promote the welfare of the inhabitants of those islands.

The prospective reunion of the Amami Oshima Group with Japan, reuniting its inhabitants with their homeland, is a source of gratification and pleasure to the Government of the United States.

- 2 -

(Nansei) Islands south of 30° North Latitude (including Kuchino-shima Island), the Izu, Nanpo, Bonin (Ogasawara) and Volcano (Kazan or Iwo) Island Groups, and all other outlying Pacific Islands (including the Daito (Ohigashi or Oagari) Island Group, and Parace Vela (Okinotori), Marcus (Minamitorii) and Ganges (Nakanotori) Island), and (c) the Kurile (Chishima) Islands, the Habomai (Hapomaze) Island Group (including Suisho, Yurii, Akiyuri, Shibotsu and Taraku Islands) and Shikotan Island.

4. Further areas specifically excluded from the governmental and administrative jurisdiction of the Imperial Japanese Government are the following: (a) all Pacific Islands seized or occupied under mandate or otherwise by Japan since the beginning of the World War in 1914, (b) Manchuria, Formosa and the Pescadores, (c) Korea, and (d) Karafuto.

5. The definition of Japan contained in this directive shall also apply to all future directives, memoranda and orders from this Headquarters unless otherwise specified therein.

6. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam Declaration.

7.

RA'-0624

0117

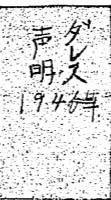
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



- 3 -

7. The Imperial Japanese Government will prepare and submit to this Headquarters a report of all governmental agencies in Japan the functions of which pertain to areas outside of Japan as defined in this directive. Such report will include a statement of the functions, organization and personnel of each of the agencies concerned.

8. All records of the agencies referred to in paragraph 7 above will be preserved and kept available for inspection by this Headquarters.

For the Supreme Commander:

H.W. Aileen  
Colonel, A.G.D.,  
Asst. Adjutant General.

AG 091(29 Jan. 46)GS  
(SCAPIN -677)

29 January 1946

Memorandum For: Imperial Japanese Government  
Through : Central Liaison Office, Tokyo  
Subject : Governmental and Administrative Separation of Outlying Areas From Japan.

1. The Imperial Japanese Government is directed to cease exercising, or attempting to exercise, governmental or administrative authority over any area outside of Japan, or over any government officials and employees or any other persons within such area.

2. Except as authorized by this Headquarters, the Imperial Japanese Government will not communicate with government officials and employees or with any other persons outside of Japan for any purpose other than the routine operation of authorized shipping, communication and weather services.

3. For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan (Hokkaido, Honshu, Kyushu and Shikoku) and the approximately 1,000 smaller adjacent islands, including the Tsushima Islands and the Ryukyu (Nansei) Islands north of 30° North Latitude (excluding Kuchinoshima Island); and excluding (a) Utsuryo (Ullung) Island, Liancourt Rocks (Take Island) and Quelpart (Saishu or Cheju) Island, (b) the Ryukyu (Nansei).

RA'-0624

8118

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

AG 091 (29 Jan 46)GS  
SCAPIN 677/1

5 December 1951

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT : Governmental and Administrative Separation  
of Certain Outlying Areas from Japan

1. Reference:

a. Memorandum for the Japanese Government, AG 091 (29 Jan. 46)GS (SCAPIN 677), 29 January 1946, subject, "Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan".

b. Memorandum for the Japanese Government, AG 091 (22 Mar. 46)GS (SCAPIN 841), 22 March 1946, subject, "Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan".

2. Paragraph 3 of reference a, as amended by reference b, is further amended so that the Ryukyu(Nansei) Islands north of 29° north latitude are included within the area defined as Japan for the purpose of that directive.

3. The Japanese Government is directed to resume governmental and administrative jurisdiction over these islands, subject to the authority of the Supreme Commander for the Allied Powers.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

C. C. B. WARDEN  
Colonel, AGC  
Adjutant General

RA'-0624

0119

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

別添  
(三)

# 日本國との平和條約（校讎）

卷三

日本國は北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、孀婦岩の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに冲ノ鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治の下におくこととする國際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されたまゝで、合衆國は領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する权利を有するものとする。

1120

RA'-0624

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

リキドが、又の内容については未だ登録の段階に至つて居  
ります。  
3. 同、交渉の現段階において特に難点を有する問題は何か。  
答、会談は順調に進む氣であります。別に難点と有つてゐる  
問題はございません。  
4. 同、返還実現の時期如何。  
答、返還を乞うだけ早く実現する二つといふ。日米

牛、各問題毎の分科会を設け、且下級会合を統行中であります。  
2. 同、奄美群島返還に関する米側軍事の内容を明らかにせよ。  
答、主として、米軍軍事基地存続の問題、流通通貨処理の問題及び民政問題等、又はその指令に従つて行われた行政上司法上の処理の効力に関する問題等である。

答、政府よりたしましては十月初日より上述とじて所要の国内後  
 入措置を急ぎ米側との詰合に至進り参ったるにありま  
 して国内受け措置を既に取つておりますが、米側との詰合  
 の都合上、まだ十月初日には実現できぬ事甚  
 りますので年内実現できることを期待しております。  
 なお遅延理由につきは米側政府内部における本議に  
 おける成活合の用意等

外務省

双方意見が一致致して居りますが、年内には実現できることを期待しております。  
 5. 同先の命令に依る外務大臣の答弁によつて、我々は勿論  
 現地住民は返還が十二月一日に行われるものと期待して  
 いたにも拘らず、未だにその明確な日取え合ひの状態に  
 対し、政府の責任を追及するとともに、遲延の理由を明  
 らかにせよ。

外務省

RA'-0624

0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0624

0123

外務省  
群島に対する権利は、米国の一方向的實質により放棄してあります。この結果、開港場は上級の承認を求める所定です。

群島に関する具体的な事項の内容が、日本側に立派に継続して一定の義務を負うことが、公約として國会上提出する予定であります。

内、最近の新開港場に於て、永久に沖縄を確保するものと、外務省より諭説をしきりに伝えていたが、二点に対する外務省の見解と沖縄の日本復帰問題に関する見解と承りたい。

6. 向の政府は返還取扱五国会に上級して、その承認を求める所定が、  
群島に対する権利は、米国の一方向的實質により放棄してあります。この結果、開港場は上級の承認を求める所定です。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

答 政府いたしましては、平和条約が基づく米国政府の  
本領利害、米国の立場を尊重して得た  
事実上、日本復期が実現するまで期待しております。  
（草民）

8月、中國集國政府は、奄美群島の日本復期に反対の態度を  
表明いたしましたが、これをに対する外務省の見解を説明せよ。

答 政府いたしましては、平和条約が基づく米国政府の  
本領利害、米国の立場を尊重して得た  
事実上、日本復期が実現するまで期待しております。  
（草民）

答 政府いたしましては、最近特に米側が沖縄の確保と重視しておる  
ことは考え方でません。同地域の軍事的重要性から巨額の予算を投下して建設した軍事施設を米側が  
引き続き保持しようと希望することは理解いたしますが、  
政府いたしましては、在席米側の軍事施設及び城  
市化の必要性をうながして解説より、  
沖縄における地域企划に付し、日本の希  
望を有しておることは考え方であります。

奄美群島返還の問題が影響を受けるようないことは  
ないと考へております。

又、米国との問題に対する意向が中國国民党の反  
対によって影響を蒙けることはないと考へております。

外務省

## 第十八国会における岡崎外務大臣の外交演説

(昭二八 一、二、三、〇)

最近の外交関係に就きましてこの経過を申述べます。

過日米国のニクソン副大統領を戦後最初の国賓として迎えましたことは総理大臣も申された通り日米両国の親善関係を強化する上にも又日米両国間の相互理解を促進する上に多大の効果があつたことを信じます。政府と致しましては日米間の深き理解の上に立つて從来共にU.S.A交渉を進めて参りましたがU.S.A交渉の具体的な内容につきましては政府に於て目下防衛計画に就き検討が加えられつつありますのでこれが具体化を待つて実際の交渉に入ることであります。尤も同法第五五〇条に規定する農産物の内貨に依る買入れ及びこれに関連する諸問題につきましては具体的にその話し合いを進めております。

韓国との問題に就きましては去る十月二十二日韓会談が不調

RA'-0624

0125

0126

に終りまして、政府は二つの方法でこれが收拾に努力して参りましたが、第一は日韓間懸案の全面的且根本的な解決策、即ち日韓会談の再開であります。我々は一方に於ては世界の公正な輿論に訴えると共に韓国の冷静な考慮を求めてきたのであります。が、同時に本問題の妥当なる解決の為には公平なる第三国の中旋をも歓迎するものであります。尤もこれには韓国に抑留された漁夫等の釈放が前提条件となるべきものであります。が、既に漁夫の大部は帰還致しましたので会談再開の基礎はある程度出来たものと信じます。先般韓国政府は声明を発表し、その中には色々条件はあります。が速かに日韓間の国交の調整を行いたいとの趣旨があり、政府としてもこの点は全く同感であります。既に独立せる韓国と正式に条約を締結し長くこれと友好関係に入ることは政府の最も希望するところであります。第二には差当り最盛期に入つた漁業の問題であります。勿論政府と

しては出漁船に対する必要なる保護警戒の措置はとりますが、同時に漁業問題全般の満足な解決の為に出来得れば公正な第三国の中旋をも得て、これを行いたい意向であります。尙抑

中の船舶の返還を引続き要求中であります。

東南アジア諸国との関係につきましては前国会で申述べました通り先般インドネシアの賠償調査団が来朝しこれとわが方との間に日、「イ」沈船引揚協定案が取纏められつゝあります。又この調査団は我国の工業を視察すると共に我國の經濟財政事情の研究を行いましたが、その活動ぶり、態度から見て日「イ」國交調整上心強い期待を与えられたのであります。ビルマにつきましても同様の調査派遣の意向があるやにも聞き及んでおりますが、更に政府は同國と中間賠償計画をもつております。フィリピンに対しましては愈々具体的な交渉に入る段階に到達したものと考えており、かくして徐々ではあります。が、漸次本問題の解決も近づきつつあるものと思ひます。

RA'-0624

中共との関係に就ては先に中共視察団が先方の要路者と会談し、取引計画を結んで帰朝されましたが、殊に中共からの邦人引揚が行われましたことは我々としても意義深いものがあると信じております。政府としては先の国会に於ける中共貿易促進の決議の趣旨により自由主義諸国との紐帶を損なわない限度に於て、この方面への努力を続けてゆきたい所存であります。

ソ連に於ける抑留邦人に就ての引揚問題は日赤嶋津社長を团长とする代表者を派遣する運びとなり、代表団はソ連赤十字社と交渉の結果、刑期満了の特赦を受けた捕虜及一般人一二七四が送還されることになり、又残留の一〇四七名も刑の満了と共に送還されることになつたのは御同慶の至りであります。尙残留邦人に就て我方の数字と、共同コムニニケに表れた数字に就ては相当の開きがありますので、我が方としては一般邦人並に死亡者に就ても出来るだけの資料を得たい意向であります。が、ソ連赤十字社も

これに応じ現在鋭意調査中との趣であります。

奄美群島の返還に就きましては既に前国会で右受入れに就ての法律案並に予算案に就て御承認を得ましたので、更に米国政府と交渉を続けましたところ本月二十四日米国側の案も得ましたので、急ぎ詰合いを行つております。このようにして一応の目標であつた十二月一日に返還を受けることは現在では不可能でありますが、遅く共年内には返還の運びに至り得るものと信じております。

日英貿易会談は目下ロンドンで開催中であります。が我国と英国资本を中心とするスターリング地域との通商関係は地理的にも歴史的にも密接不可分のものであつたし又現にそうであることは御承知の通りであります。然るに昨年英國側に於ける強度の輸入制限の結果、我方としては輸出が激減したのみか、輸入もそれに必要なボンド貨の手当困難の為充分には行い難い状態であります。

よつて、政府と致しましては、日英間貿易並に支払関係全般について会談を行い、何としてもこの状態を開すべく決意致しております次第であります。

右の外、政府は我国通商關係の増進の為、多邇的には「ガット」の仮加入を始め、國際砂糖協定に署名を了し、個別的には既に條約の締結を了した米国以外我が國と通商關係にある殆んど総ての國との間に、通商航海條約又は貿易支払の締結を申入れ或は交渉中であります。既にエジプトとの間に貿易及び支払取極の署名を了し、又カナダとも近く通商航海條約の署名を行ひ得る段階に達しております。

以上外交問題の経緯を御説明申上げました。

#### 奄美群島返還に関する国会答弁資料

1. 問 奄美群島返還に関する日米交渉の経過如何。

答 政府といたしましては、從来機会ある毎に、奄美大島、沖繩、小笠原等に関する国民の希望を米国政府に伝えて参り、特に奄美大島に対しましては特別の配慮を要請して参りました。これに対し、八月八日來日中のダレス米國國務長官は、「米國は、奄美群島に対して持つてゐる諸権利を放棄し、必要な取極が日本政府との間に結ばれ次第、日本がこれら諸島に対する権限を回復しうるようにすることを希望する。」旨声明し、奄美群島返還の意向を明らかにせられた次第であります。

政府は、九月以来現地に調査団を派遣して実情を調査するとともに、目下在京米國大使館との間に返還に関する具体的措置について非公式の詰合いを進めております。

2. 問 奄美群島の返還と平和条約第三条の関係如何。  
返還につき平和条約第三条の改正が必要ではないか。

答 政府は、米国が平和条約第三条に基いて奄美群島に対し有する権利は、米国の方的意思により放棄しうるものであり、平和条約第三条の条文の改正は必要がないと考えております。従つて、奄美群島の返還には、米国側より日本のために平和条約第三条の諸権利を奄美群島について放棄する旨の公文を出し、日本側がこれを受諾する公文を出す公文交換の形式によつて足り、条約、協定の形式による必要はないと考えております。

3 問 返還される地域の範囲如何。

答 もと鹿児島県の区域で、北緯二十九度以南の諸島はすべて日本側に返還されます。

4 問 奄美群島返還実現の時期如何

答 政府といたしましては、返還が一日も早く実現することを期待し、所要の国内受入措置を整備いたしますとともにダレス声明に述べられた日米間の必要な取極締結に関する在京ス

0129

5 問 日米両国政府間の necessary arrangements とは具体的には何を指すか。

米大使館との話合を急ぎつつあります。

答 反還の時期は、右米側との話合の結果による訳であります。が、年内には実現するよう促進する考え方であります。

6 問 政府は沖縄及び小笠原諸島についても返還方を要請する積みはないか。

答 現地通貨の処理、債権債務の処理、国有公有財産の返還、米側が経済使用を希望する施設等に關する取極であります。

7 問 最近沖縄方面を視察した米上院議員等の談話によるも、米国は近き将来に沖縄、小笠原を返還する意向はないようだが、

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

答 政府の見透はどうか。

政府としては、沖縄及び小笠原に関しましても、奄美群島と同様措置が一日も早くとされることを希望しております、又米側においても領土的意図は全くないと考えられるので、国際情勢殊にアジアの情勢が安定すれば、右わが方の希望が全面的に容れられるものと期待しております。

RA'-0624

0130

秘

## 奄美群島返還に関する国会答弁資料

1問 答 奄美群島返還に関する日米交渉の経過を明らかにせよ。

答 八月八日のダレス米国務長官の声明以来、在京米国大使館との間に、返還に関する具体的問題について非公式の詰合いを進めて参りましたが、十一月二十四日在京米大使館から米側案を受けとり、正式詰合いを開始したい旨の申入れを受けましたので、去る二十七日に第一回の会談を行い、各問題毎の分科会を設け、目下詰合いを続行中であります。

2問 答 奄美群島返還に関する米側案の内容を明らかにせよ。

答 主として、米側軍事基地存続の問題、流通通貨処理の問題及び米民政府により、又はその指令に従つて行われた行政上司法上の処理の効力に関する問題等であります。その内容については未だ発表の段階に至つて居りません。

3問 答 交渉の現段階において特に難点となつてゐる問題は何か。

答 会談は順調に進められておりまして、別に難点となつてゐる問題はありません。

4問 答 返還実現の時期如何。

答 返還をできるだけ早く実現することについては、日米双方の意見が一致いたしておりますので、年内には実現できるも

のと期待しております。

5問 答 先の国会における外務大臣の答弁によつて、われわれは勿論現地住民は返還が十二月一日に行われるものと期待していだにも拘らず、未だにその明確な日取さえ分らぬ状態に対し政府の責任を追及するとともに、遅延の理由を明らかにせよ。

答 政府といたしましては、十二月一日を目途として所要の国内受入措置を急ぎ、米側との詰合いを進めて参つたのでもまして、国内受入措置は既に整つておりますが、米側との詰合いの都合もあり十二月一日に実現できませんでしたが、目

下話合いは順調に進んでおりますので年内には実現できるものと期待しております。

なお米側との正式話合いの開始が遅延したのは、米側政府部内における討議に時日を要したものと考えております。

外務省

0132

6問 政府は返還取扱を国会に上程してその承認を求める予定か。

答

政府いたしましては、米国が平和条約第三条に基いて奄美群島に對し有する権利は、米国の一方向的意思表示により放棄しうるものであり、條約協定等を結ぶ必要がないものと考えておりますが、引継に関する具体的な事項の内容が、日本側において、立法事項に関して一定の義務を負う点が出て参りますれば、その取扱は条約として国会に提出する予定であります。

7問 最近の新聞は、米国側において永く沖縄を確保するものであるとの論調をしきりに伝えているが、これに対する外務省の見解と沖縄の日本復帰問題に関する見透を承りたい。

答

政府いたしましては、米側は沖縄における軍事施設を確保する必要性をのべてゐるものと了解しており、従つて国際情勢特にアジアの情勢が安定すれば、沖縄の日本復帰が実現

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

8問

中華民国政府は、奄美群島の日本復期に反対の態度を明ら

かにしているが、これに対する外務省の見解を説明せよ。

答 政府といたしましては、中華民国政府の反対によつて奄美群島返還の問題が影響を受けるようなことはないと考えてお

ります。

するものと期待しております。

外務省

RA'-0624

0133

卷之三

第一課長

奄美群島に開港協定は開港する。

国会答弁資料

2812.2

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 プロパ歴史資料センター

文善館アジア歴史資料室  
Center for Asian Historical Research

National Archives of Japan

外  
務  
省

八

向の第一条第一項に關連し、半開化平和の条約で  
二条に其の下のものと取扱ひたる善意有義群島  
は限り放棄才了とあるが、右何干和等の條約  
はおもに米國の軍隊の行つ得る理由及ぶ平和条  
約の本意の單純な行つ得る理由及ぶ平和条

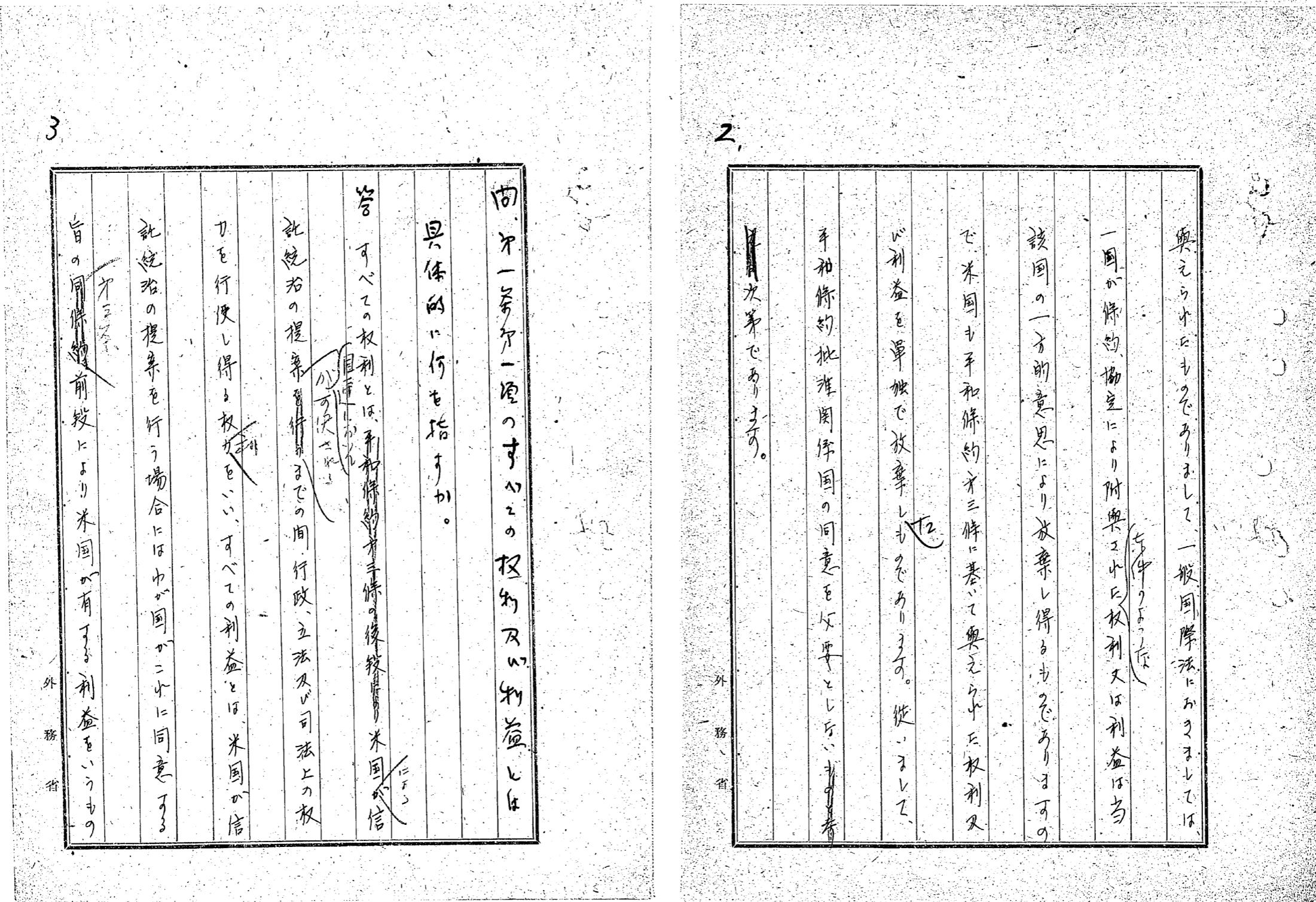
外務省

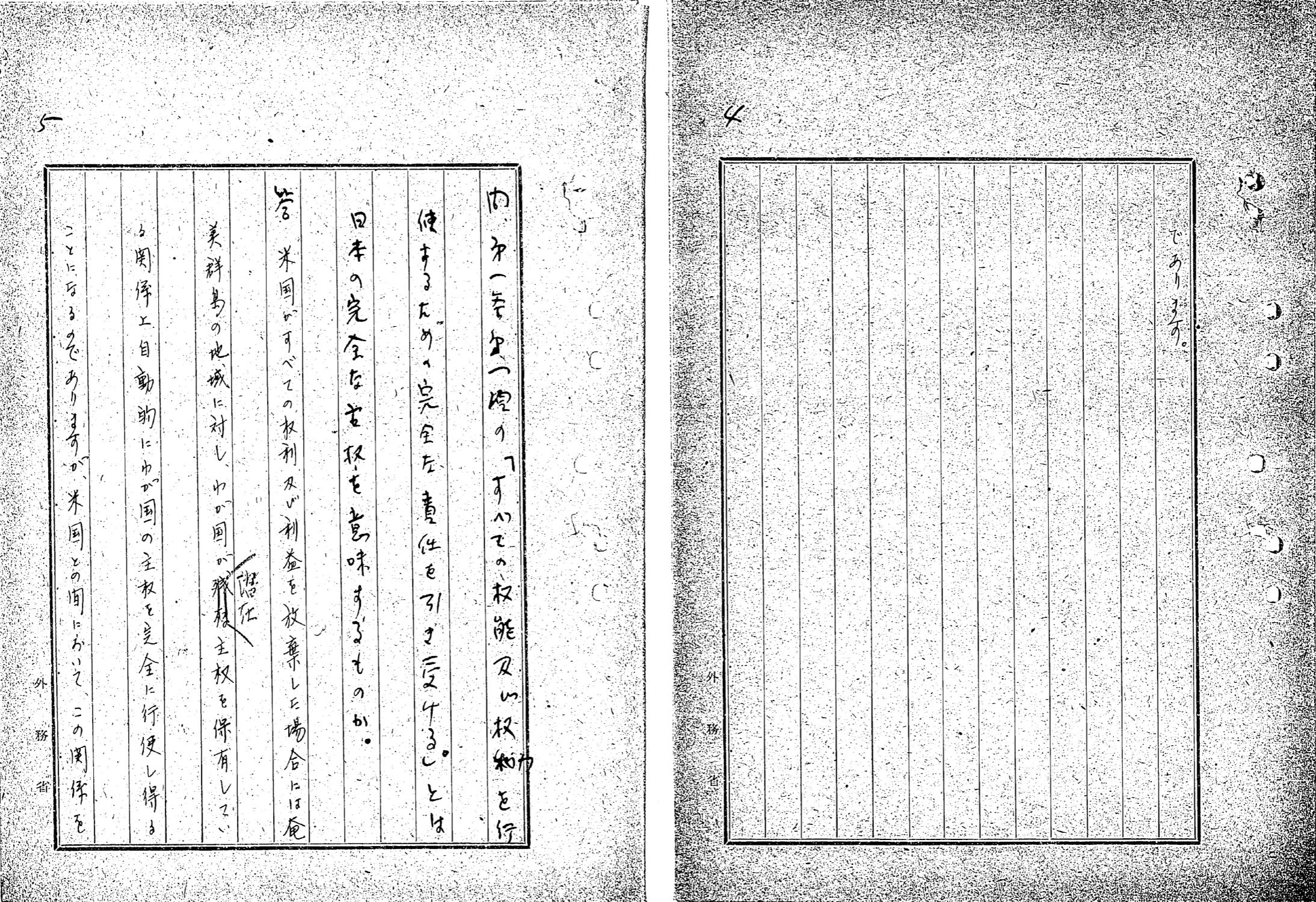
務省

外務省  
大東美群島に開港協定を附連す  
國会答弁資料

RA'-0624

0134





RA'-0624

0136

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

明文化レコード

外務省

問(2) 關稅由日元無償で米側に返還することになつて、  
その理由及び國際上の先例を問う。

答。領土の割譲が行文中に場合によはる多國が割譲地  
域において流通してゐる讓渡國の通貨を關稅し、自國の  
通貨を交付若しくは發行し、關稅済の通貨を焼却又  
は讓渡國に無償で讓渡すると云う條約乃至勘定の  
先例がありまして、最近の例に於ては、イタリヤ和平條

RA'-0624

0137

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

日本文献研究センター

National Archives of Japan

約文七十四條に基づ賠償に關する協定の一つであります。

経済協力及びセイタリヤ平和條約から生じた諸問題に

奥するイタリヤ國とギリシヤ國との間の協定オ三カ條に

流通から回収までの回収工場にてタリヤ國の通貨はタリヤ

ニヤ国 政府 に ま で タリヤ国 政府 に 送還 2 中百 1 中百

外務省  
美群縣の返還は、該土の割譲の如きの件に於て、

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

リ・ヨゼンガニトニ・類推して、右の國際上の先例を適用

レルホモアリテ。又曰波<sup>ハシ</sup>通<sup>スル</sup>俗<sup>ノ</sup>稱<sup>ニ</sup>算<sup>ス</sup>

卷之二十一

高麗國防  
二〇一〇年

例として次第であります。

リヨサムが、二トに類推して右の國際上の案例を適用  
せらるゝをあります。又回収の通貨の価値等上  
つらえられ、經濟上特權的關係上諸種の意見  
あらえられ、遂説問題が國際上の某  
例、次第であります。

外務省

RA'-0624

0138

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

日本文書館アーカイブ資料センター  
Japan Center for Asian Historical Resources

National Archives of Japan



12, 1

問　米四條第一項に依る法令及び南西諸島の現地  
法令で特に認めた日本人の請求权の放棄は含まざる  
旨の規定があるが、具体的にどういうことになるか。  
答。例えば南西諸島にありますれば、米国人軍属又は軍  
庫備のシリヤンハ一九五三年四月三日以後放棄又は過  
失により南西諸島住民の身体、生命又は財産に対する  
支えに損害に付しては不・リン・アレムズ、アクトが適用

外務省

RA'-0624

0140

卷之三

務  
省

三

2

法令飞特記からて請取外事アリテ。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

國立公文書館アーカイブ歴史資料室  
Japan Center for Asian Historical Research

National Archives of Japan

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0624

0141

13

問。本協定第十七条により、平和条約第十九条は奄美大島群島の返還日以後同地域に適用されると思われるが、第十四条を特に設けた理由如何
答。お説通り、平和条約締結前、今は、平和条約第十九条が奄美群島に適用されるに際して、第十四条と第十九条(2)、全部及び(2)一部とが重複するのであります。
しかし、右第十四条には平和条約第十九条が規定されて
外務省

12, 2

立小うるひとすそあり或は米國政府が南西諸島に於て一九五〇年七月一日以後占有して之の財産又は一九五三年四月以後に於て米國軍隊が使用又は占有を以てする土地の所有者に対する補償を行ふ旨の現地米國民政府の布令が出てあります。
外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

15	向 文捷公文のオ一項に於て、米側は沖縄及び小笠 等の地城に於て現行程度の管理及び取能を維持 する事が不要である旨を積極的に主張し、日本側は右 をテトウノートレーフトナリトナシトナシトナシトナシ る結果とならざりし 右によつて、沖縄小笠等の将来の復帰を益々困難となりし
外務省	

14	いなし平和条約、簽訂後、尚題もあります。後者については 一応平和条約才三条から来る論理的帰結として返還まで の米國の行為の効力を認めることになりますが、種々疑問 も起り復数にて、特に規定いたしましてあります。
外務省	

RA'-0624

0142

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

RA'-0624

0143

17

吉以厚性を施 琉球島の返還に際し明らかにした たとの意	古以厚性を施 琉球島の返還に際し明らかにした たとの意	向であります 中の方を致しましては、米側の意向單に テークノートしておきをあります。	はなべことを認めておきます。	中の方といたしましては、極東にかける平和と安全等が一日も
助言文化上及び至精上の堅密な關係を切斷するもので	米國にかえまして、このうちの地域と日本本土との伝統			

外務省

16

政府は沖縄及び小笠原等米國が半永久的に管理する	ことを認めて奄美群島の返還を行つたのが	アケル	答の沖縄、小笠原等の米國による管理は、世界、状勢、特に	極東の平和と安全とを効果的に確立するための必要から
行ゆかであります。米國にかえましては、このが	厚性がなくなります。限りは、沖縄、小笠原等に対する現		花程度の管理を行うことは必要であると思ふ。	行ゆかであります。米國にかえましては、このが
	度がなくなります。限りは、沖縄、小笠原等に対する現			

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0624

0144

19

外務省	問。交換公文の件ニ關する眞意を問う。	答。奄美群島は、日本本土と神縄に亘る米國の軍事施設との間にあつて、極東の防衛と安全とに特別な關係があるを、神縄等の防衛を維持し、強化し、成るは容易にすむため、米側が必要とする要求を考慮に入れるところを承知したをあります。
-----	--------------------	--

18

外務省	早確立され、神縄、小笠原等が相次いで復帰いたしますことを念願しておなりおりまして、政府といひしましても、米國の善意に信頼し、神縄、小笠原等に関する國民の要望が実現工事をよう極力努力する所存であります。
-----	--

21

問。ダレス声明は冲縄小笠原等の管理につれて瓊花の
掌握した状態が統く限りとの主旨であつたが、交換公文
においでは、平和及び安全の永続する状態が極度にありて
確立するまでと十層張り表題用紙、二種を確認し
日本政府理由如何。
答。ダレス声明を行つたから、鹿美群島に閣下の協定か
調印されるまでの間にひいて米国政府の沖縄、小笠原等

外務省

20

問。米側が必要とする要求につきましては、現状のところ何
答。米側が必要とする要求につきましては、現状のところ何
答。米側が必要とする要求につきましては、現状のところ何
答。米側が必要とする要求につきましては、現状のところ何
答。米側が必要とする要求につきましては、現状のところ何

外務省

RA'-0624

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

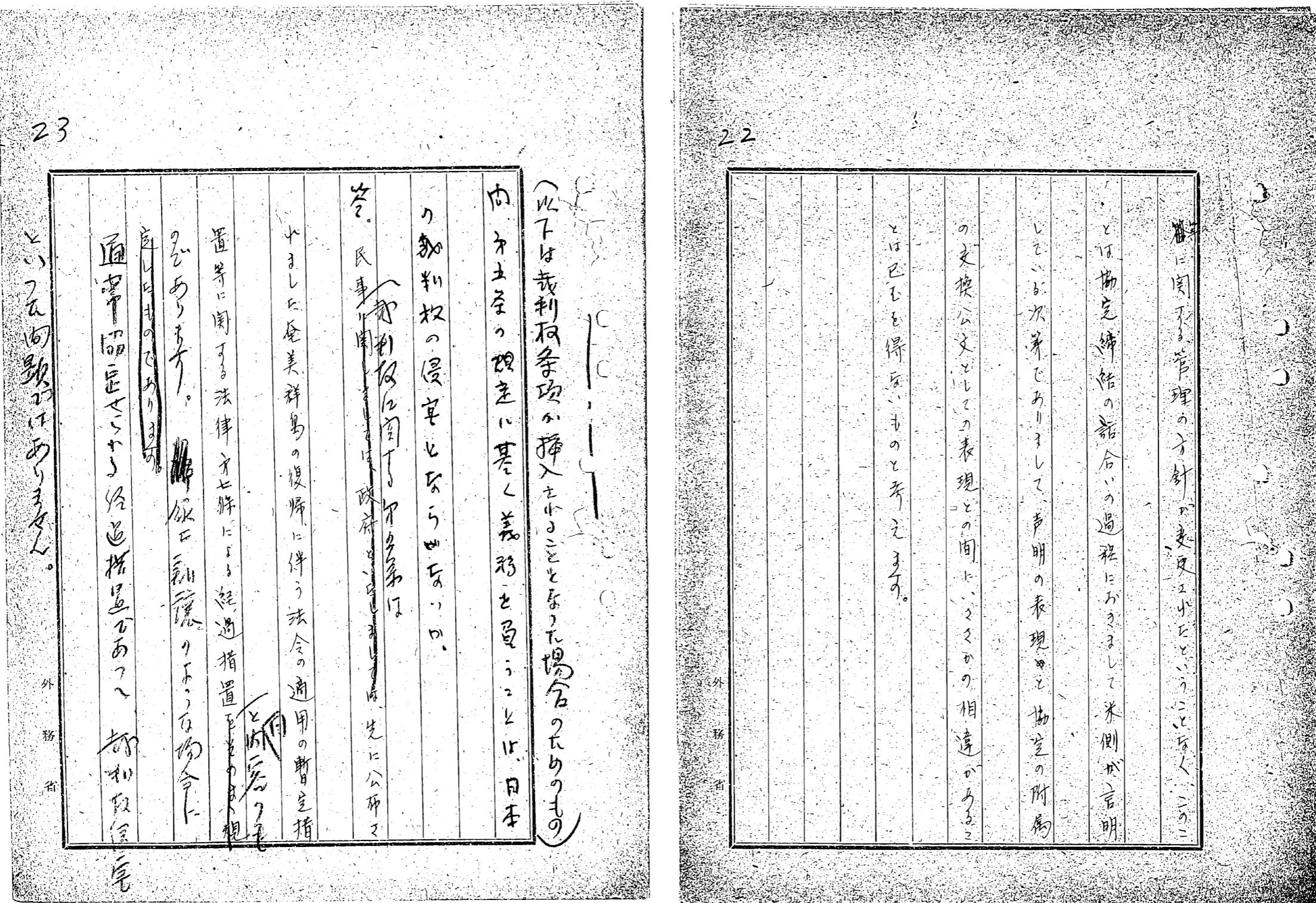
国立公文書館 アジア歴史資料センター

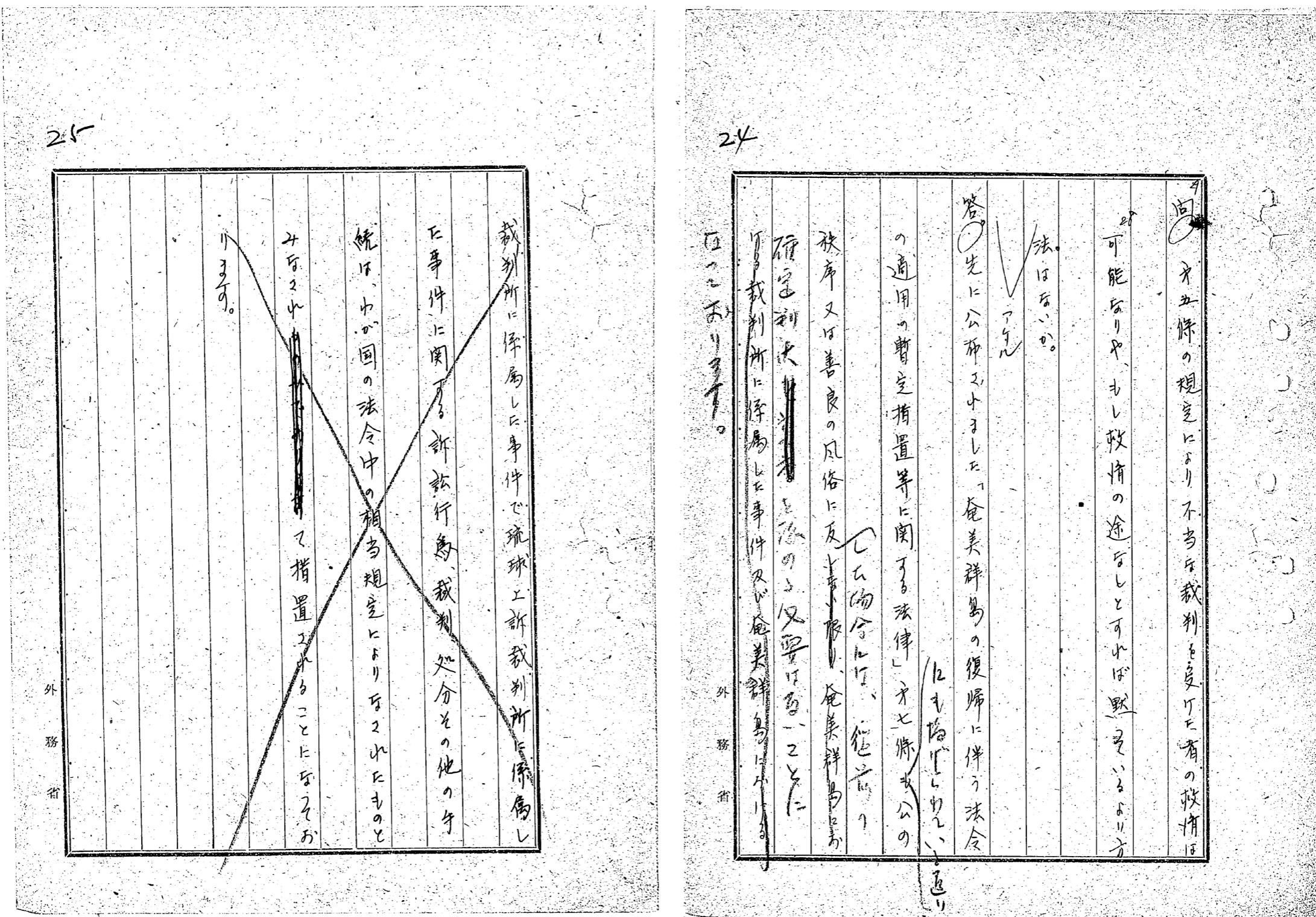
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0624

0146





RA'-0624

0147

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

27	<p>問。片方拳銃にて萬中の通事官搭載 (Finger print disposition) に於且体の如何を指し如何なり</p> <p>答。通事官措置とは、櫛留中の有日本國の法令に依 照して拘留又は放逐せし起訴可ること免れたり 者也。又之を即ち「通事官」也。</p>
----	--

RA'-0624

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

奄美群島に関する協定に関する国会答弁資料

問 第一条第一項において、米国は平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を奄美群島に限り放棄するとあるが、右は平和条約の関係において米国が単独で行い得る理由及び平和条約を批准した関係連合国との間になんらかのもつれの生ずる心配はないか。

答 平和条約第三条に基く権利及び利益は米国にのみ与えられたものでありまして、一般国際法におきましては、一国が条約、た協定により付与された本件のような権利又は利益は当該国の方的有意思により放棄し得るものでありますので、米国も平和条約第三条に基いて与えられた権利及び利益を単独で放棄したのであります。従いまして、平和条約批准関係国の同意を必要としない次第であります。

RA'-0624

0149

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

問 第一条第一項のすべての権利及び利益とは具体的に何を指すか。

答　すべての権利とは、米国による信託統治の提案が国連において可決されるまでの間行政、立法及び司法上の権力を行使し得る権利をいい、すべての利益とは、米国が信託統治の提案を行う場合にはわが国がこれに同意する旨の第三条前段により米国が有する利益をいうものであります。

問 第一条第一項の「すべての権能及び権力を行使するための完全な責任を引き受ける。」とは日本の完全な主権を意味するものか。

答　米国がすべての権利及び利益を放棄した場合には奄美群島の地域に対し、わが国が潜在主権を保有している関係上、自動的にわが国の主権を完全に行使し得ることになるのであります。米国との間ににおいて、この関係を明文化したものであります。

問　回収B円を無償で米側に返還することになつてゐるがその理由及び國際上の先例を問う。

答　領土の割譲が行われた場合には譲受国が割譲地域において流通している譲渡國の通貨を回収し、自國の通貨を交付若しくは発行し、回収済の通貨を焼却又は譲渡國に無償で譲渡するという条約乃至協定の先例がありまして、最近の例においては、イタリヤ平和条約第七十四条に基く賠償に関する協定の一つであります経済協力及びイタリヤ平和条約から生ずる諸問題に関するイタリヤ国とギリシヤ国との間の協定第三十五条に「流通から回収されたイタリヤ国の通貨は、ギリシヤ国政府によつてイタリヤ国政府に返還されなければならない。」旨が規定されております。また第一次大戦後の対オーストリア及び対ハンガリーア条約にもそれぞれ第二〇六条第一八九条等において領土の割譲を受けた国が回収通貨を破棄する旨を定めております。またこのようないわゆる協定のない場合にも通常このような措置をとられております。

奄美群島の返還は領土の割譲の如きものではありませんが、これに類推して右の國際上の先例を適用したものであります。

RA'-0624

0151

問　回収B円の総額を問う。

答　回収B円の総額につきましては、奄美群島には充実した統計機関がないため、正確な推定は下し兼ねますが、政府におきましては、約二億五千万B円と推定いたしております。

問　本協定第草<sup>七</sup>条により、平和条約第十九条は奄美大島群島の返還の日以後同地域に適用されると思われるが、第四条を特に設けた理由如何。

答　お説のとおり、平和条約発効前の分については、平和条約第十九条が奄美群島に適用される關係上、第四条と第十九条(b)の全部及び(b)の一部とが重複するものであります。しかしながら右第四条には平和条約第十九条で規定されていない平和条約発効後の問題もあります。後者については一心平和条約第三条から来る論理的帰結として返還までの米国の行為の効力を認めることにもなりますが種々疑問も起り得るので、特に規定したのであります。

問 第四条により平和条約発効後における請求権を放棄しているのは如何なる理由に基くか。

答 平和条約第三条に基き、米国は行政、立法及び司法上の権力を行使しておりますので、平和条約発効後返還に至るまでの間に現地の法令上有効になされた作為不作為については、たとえこれにより損害が生じていても、わが方は請求権を行使し得ない建前であり、これを明文としたものであります。従つて当時のアメリカ合衆国の法令及び南西諸島の現地法令で認められた請求権は放棄するものではありません。

問 第四条第一項には、米国の法令及び南西諸島の現地法令で特に認めた日本人の請求権の放棄は含まれない旨の規定があるが、具体的に述べぬる處はなつてゐるか。

答 例えば、南西諸島におましては、米国軍人軍属又は軍需備のシビリアンが一九五三年四月二十八日以降故意又は過失により南西諸島住民の身体、生命又は財産に対し与えた損害に対してはフォーリン・クレイムズ・アクトが適用されうることになつております。或いは、米国政府が南西諸島において一九五〇年七月一日以降占有してきた財産又は一九五三年四月以降において米国軍隊が使用又は占有を必要とする土地の所有者に対しては、補償を行う旨の現地米国民政府の布令が出ております。

問

交換公文の第一項において、米側は沖繩及び小笠原等の地域において現在程度の管理及び権能を維持することが必要である旨を積極的にうたい、日本側は右をテーケノートしている理由を問う。

右によつて、沖繩、小笠原の将来の復帰を益々困難ならしめる結果とならないか。

政府は沖繩及び小笠原を米国が半永久的に管理することを認め、奄美群島の返還を行つたのか。

答　沖繩、小笠原等の米国による管理は、世界状勢、特に極東の平和と安全とを効果的に確立するための必要から行われているものであります。米国におきましては、この必要性がなくなるならない限りは、沖繩、小笠原等に対する現在程度の管理を行うこととは必要であると考えてゐる模様であります。右必要性を奄美群島の返還に際し明らかにしたいとの意向であります。わが方がいたしましては、米側の意向を単にテーケノートしたのであります。

米国におきましても、これらの地域と日本本土との間の伝統的な文化上及び経済上の緊密な関係を切斷するものではないことを認めてゐるのであります。

わが方といたしましては、極東における平和と安全等が一日も早く確立され、沖繩、小笠原等が相次いで復帰いたしますことを念願しているのであります。政府といたしまして、米国の善意に信頼し、沖繩、小笠原等に関する国民の要望が実現されるよう極力努力する所存であります。

問 交換公文の第二項の真意を問う。

答 奄美群島は、日本本土と沖縄における米国の軍事施設との間にあつて、極東の防衛と安全とに特別な関係があるので、沖縄等の防衛を維持し、強化し、あるいは容易にするため、米側が必要とする要求を考慮に入れるということを承知したものあります。

問 米側が必要とする要求とは具体的には何を指すか。

答 米側が必要とする要求につきましては、現在のところ何ら具体的なものはありません。

RA'-0624

0155

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

問 第五条の規定に基く義務を負うことは、日本の裁判権の侵害とならないか。

答 民事裁判権に関する第五条は、先に公布されました奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第七条による経過措置と同内容のものであります。領土割譲のような場合に通常協定せられる経過措置であつて、裁判権侵害といつた問題ではありません。

問 第五条の規定により不当な裁判を受けた者の救済は可能なりや、もし救済の途なしとすれば黙つていいより方法はないか。

答 先に公布されました「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」第七条にも掲げられておるとおり公の秩序又は善良の風俗に反した場合には、従前の確定判決を認めることになつております。

問 第六条但し書中の適當な措置 (Appropriate Disposition)

には具体的に何を指し、如何なる機關が行うのか、又それまでの間これらの人を抑留し得る根拠如何。

答 適当な措置とは、抑留中の者に対して日本國官憲が日本國の法令に照らして決定する拘留、釈放、保釈その他身柄に関する措置のこととあります。

(以下は裁判権条項が挿入されたこととなつた場合のためのもの)  
問 第五条の規定に基く義務を負うことは、日本の裁判権の侵害とならないか。

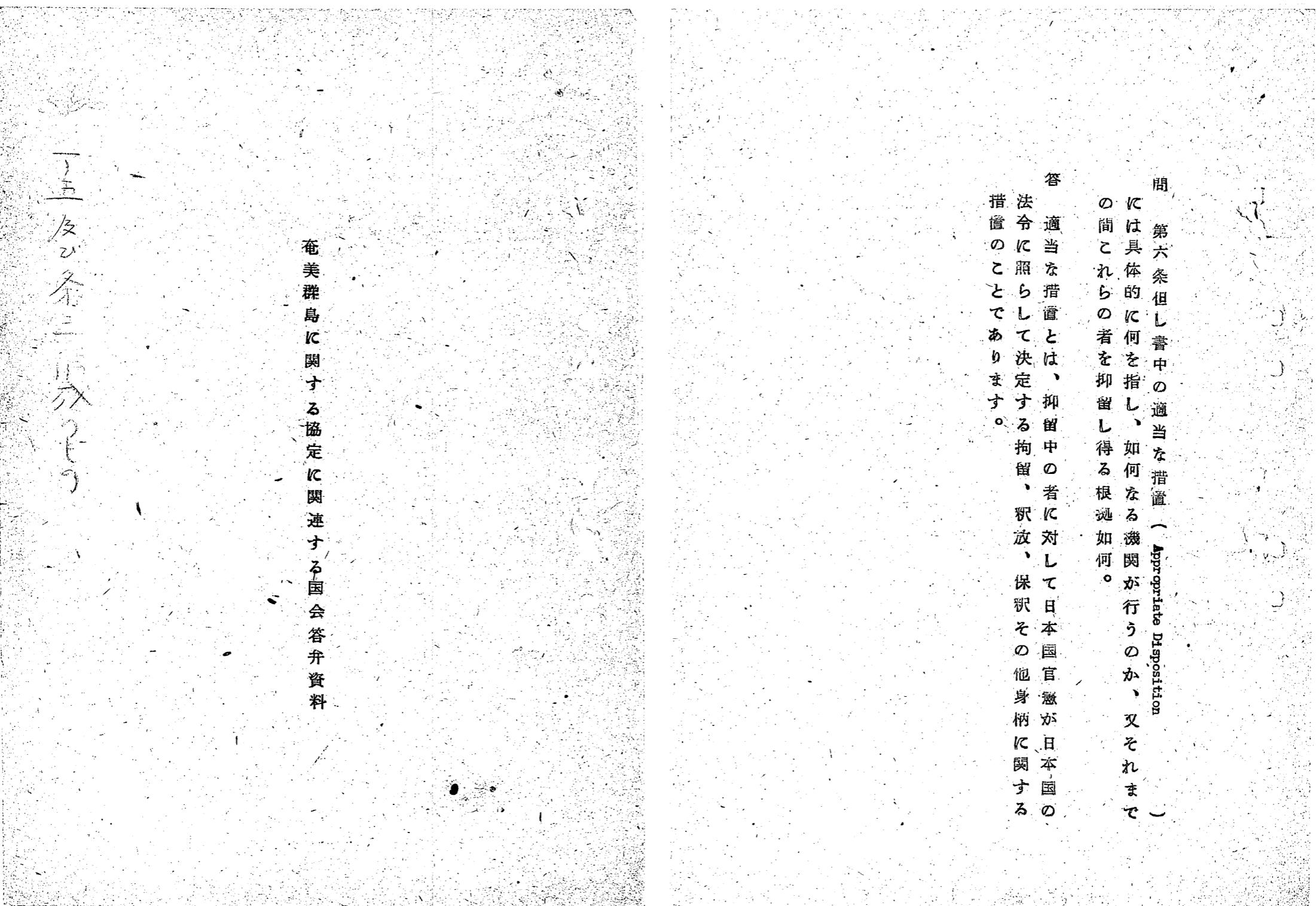
答 民事裁判権に関する第五条は、先に公布されました奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律第七条による経過措置と同内容のものであります。領土割譲のような場合に通常協定せられる経過措置であつて、裁判権侵害といつた問題ではありません。

問

第五条の規定により不当な裁判を受けた者の救済は可能なりや、もし救済の途なしとすれば黙つてゐるより方法はないか。

答

先に公布されました「奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」第七条にも掲げられていており公の秩序又は善良の風俗に反した場合には、従前の確定判決を認めることになつております。



RA'-0624

0159

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

問 第一条第一項において、米国は平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を奄美群島に限り放棄するとあるが、右は平和条約の関係において米国が単独で行い得る理由及び平和条約を批准した関係連合国との間になんらかのもつれの生ずる心配はないか。

答 平和条約第三条に基く権利及び利益は米国にのみ与えられたものでありまして、一般国際法におきましては、一国が条約、協定により付与された本件のような権利又は利益は当該国の方的の意に放棄し得るものでありますので、米国も平和条約第三条に基いて与えられた権利及び利益を単独で放棄したるものであります。従いまして、平和条約批准関係国の同意を必要としない次第であります。

問 第一条第一項のすべての権利及び利益とは具体的に何を指すか。

答 すべての権利とは、米国による信託統治の提案が国連において可決されるまでの間行政、立法及び司法上の権力を行使し得る権利をいい、すべての利益とは、米国が信託統治の提案を行う場合にはわが国がこれに同意する旨の第三条前段により米国有する利益をいうものであります。

問 第一条第一項の「すべての権能及び権力を行使するための完全な責任を引き受ける。」とは日本の完全な主権を意味するものか。

答 米国がすべての権利及び利益を放棄した場合には奄美群島の地域に對し、わが國が潛在主権を保有している關係上自動的にわが國の主権を完全に行使し得ることになるのであります。米国との間ににおいて、この關係を明文化したものであります。

問 回収B円を無償で米側に返還することになつてゐるがその理由及び國際上の先例を問う。

答 領土の割譲が行われた場合には譲受國が割譲地域において通常していゝる譲渡國の通貨を回収し、自國の通貨を交付若しくは発行し、回収済の通貨を焼却又は譲渡國に無償で譲渡するといふ條約乃至協定の先例がありまして、最近の例においては、イタリヤ平和条約第七十四条に基く賠償に関する協定の一つであります経済協力及びイタリヤ平和条約から生ずる諸問題に關するイタリヤとギリシャとの間の協定第三十五条に「流されたりヤ政府に返還されなければならぬ。」旨が規定されております。また第一次大戦後の対オーストリア及び対ハンガリーア条約にもそれぞれ第二〇六条第一八九条等において領土の割譲を受けた国が回収通貨を破棄する旨を定めています。またこのようない場合にも通常このような措置をとられます。

RA'-0624

0162

奄美群島の返還は領土の割譲の如きものではありませんが、これに類推して右の國際上の先例を適用したものであります。

問　回収B円の総額を問う。

答　回収B円の総額につきましては、奄美群島には充実した統計機関がないため、正確な推定は下し兼ねますが、政府におきましては、約二億五千万B円と推定いたしております。

問 本協定第七条により、平和条約第十九条は奄美大島群島の返還の日以後同地域に適用されると思われるが、第四条を特に設けた理由如何。

答 お説のとおり、平和条約発効前の分については、平和条約第十九条が奄美群島に適用される關係上、第四条と第十九条(a)(b)の全部及び(b)の一部とが重複するものであります。しかしながら右第四条には平和条約第十九条で規定されていない平和条約発効後の問題もあります。後者については一心平和条約第三条から来る論理的帰結として返還までの米国の行為の効力を認めることにもなりますか種々疑問も起り得るので、特に規定したものであります。

問 第四条により平和条約発効後における請求権を放棄しているのは如何なる理由に基くか。

答 平和条約第三条に基き、米国は行政、立法及び司法上の権力を行使しておりますので、平和条約発効後返還に至るまでの間に現地の法令上有効になされた作為不作為については、たとえこれにより損害が生じていても、わが方は請求権を行使し得ない建前であります。これを明文としたものであります。従つて当時のアメリカ合衆国の法令及び南西諸島の現地法令で認められた請求権は放棄するものではありません。

問 第四条第一項には、米国の法令及び南西諸島の現地法令で特

に認められた日本人の請求権の放棄は含まれない旨の規定があるが、

具体的に述べぬる點よになつてゐるか。

答 例えば、南西諸島におきましては、米国軍人、軍属又は軍雇傭のシビリアンが一九五三年四月二十八日以降故意又は過失によつており、或いは、米国政府が南西諸島において一九五〇年七月一日以降占有してきて財産又は一九五三年四月以降において米国軍隊が使用又は占有を必要とする土地の所有者に対しては補償を行う旨の現地米国民政府の布令が出ております。

## 問

交換公文の第一項において、米側は沖繩及び小笠原等の地域において現在程度の管理及び権能を維持することが必要である旨を積極的に行うたい、日本側は右をテーケノートしていく理由を問う。

右によつて、沖繩、小笠原の将来の復帰を益々困難ならしめる結果とならないか。政府は沖繩及び小笠原を米国が半永久的に管理することを認めて奄美群島の返還を行つたのか。

答 沖繩、小笠原等の米国による管理は、世界状勢、特に極東の平和と安全とを効果的に確立するための必要から行われているものでありまして、米国におきましては、この必要性がなくならない限りは、沖繩、小笠原等に対する現在程度の管理を行ふことは必要であると考えてゐる様模でありまして、右必要性を奄美群島の返還に際し明らかにしたいとの意向であります。わが方といたしましては、米側の意向を單にテーケノートしたのであります。

米国におきましても、これらの地域と日本本土との間の伝統的な文化上及び経済上の緊密な関係を切斷するものではないことを認めていります。

わが方いたしましては、極東における平和と安全等が一日も早く確立され、沖縄、小笠原等が相次いで復帰いたしますとを念願しているのであります。政府いたしまして、政府の善意に信頼し、沖縄、小笠原等に関する国民の要望が実現されるよう極力努力する所存であります。

問

交換公文の第二項の真意を問う。

答 奄美群島は、日本本土と沖縄における米国の軍事施設との間にあつて、極東の防衛と安全とに特別な関係があるので、沖縄等の防衛を維持し、強化し、あるいは容易にするため、米側が必要とする要求を考慮に入れることを承知したものであります。

RA'-0624

0166

問・米側が必要とする要求とは具体的には何を指すか。

答・米側が必要とする要求につきましては、現在のところ何ら具体的なものはありません。

問  
ダレス声明は沖縄、小笠原等の管理について「現在の緊張した状態が続く限り」との主旨であつたが、交換公文においては「平和及び安全の永続する状態が極東において確立されるまで」と表現方法が異つてゐる理由如何。

答  
ダレス声明が行われてから、奄美群島に関する協定が調印されるまでの間において米国政府の沖縄、小笠原等に関する管理の方針が変更されたということなく、このことは協定締結の話合いの過程におきまして米側が言明している次第であります。声明の表現と協定の附屬の交換公文としての表現との間にいさざがの相違があることはむを得ないものと考えます。